

和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正（概要）

市長公室人事課

1 主な改正の理由

地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう所要の措置を講じる必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 和泉市職員の給与に関する条例【第1条】

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第4条】

- ・会計年度任用職員に対して支給する給与の種類に勤勉手当を追加
- ・期末手当と同様の支給要件を追加
- ・再任用職員、任期付職員と同じ支給率を設定

<期末勤勉手当の支給率>

		6月期	12月期	合計
令和6年度 (改正前)	期末手当	0.6875月(※1)	0.6875月(※1)	1.375月
	勤勉手当	—	—	—
	計	0.6875月	0.6875月	1.375月
令和6年度 (改正後)	期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月
	計	1.175月	1.175月	2.35月

(※1) 改正前の期末手当の支給率は、令和5年人事院勧告に伴う改正後の率

(2) 和泉市職員の育児休業等に関する条例【第2条】

- ・育児休業中の職員に対する勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を除く規定を削除

(3) 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例【第3条】

- ・企業職員の会計年度任用職員に対して支給する給与の種類に勤勉手当を追加
- ・期末手当と同様の支給要件を追加

3 施行期日

令和6年4月1日（第4条の規定のみ公布日）

<参考>

市全体の影響額 約1億円（対象者数約600人）

議案第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（職員の給与の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）会計年度フルタイム勤務職員 扶養手当<u>及び</u>住居手当</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員には、報酬、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び費用弁償を支給する。</p>	<p>（職員の給与の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）会計年度フルタイム勤務職員 扶養手当、<u>住居手当</u>及び<u>勤勉手当</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員には、報酬、<u>期末手当</u>及び費用弁償を支給する。</p>

（和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる常勤の会計年度任用職員 扶養手当及び住居手当</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる短時間勤務の会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>以外の手当</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。<u>会計年度任用職員以外の職員に限り、</u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる常勤の会計年度任用職員 扶養手当、<u>住居手当及び勤勉手当</u></p> <p>(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる短時間勤務の会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当<u>及び</u>期末手当以外の手当</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p>

(和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の表（和泉市職員の給与に関する条例第26条の改正規定に係る部分に限る。）を次のように改める。

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（<u>会計年度短時間勤務職員のうち外国語指導助手及び週当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員を除く。</u>）に対し、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において市長が別に定める日に支給する。<u>会計年度任用職員以外の職員に限り、</u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、<u>会計年度任用職員</u>又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を合算した額に<u>100</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を合算した額に、6月に支給する場合におい</p>

新	旧
<p data-bbox="259 300 777 336"><u>分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="219 411 1120 667">(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、<u>会計年度任用職員</u>又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="208 746 1120 1007">3 第25条第4項及び同条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは「の月額及びこれに対する地域手当」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="208 1142 293 1174">4 略</p>	<p data-bbox="1191 300 2047 389"><u>ては100分の100</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1149 411 2054 724">(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の47.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1149 746 2054 1118">3 第25条第4項及び同条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは「の月額及びこれに対する地域手当」と、<u>「月額合計額（会計年度短時間勤務職員の場合は、報酬月額）」</u>とあるのは「<u>月額合計額</u>」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1137 1142 1223 1174">4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。